○復興庁告示第十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第五十二号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社横浜銀行

二　住所　神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目一番一号

○復興庁告示第十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第五十二号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第五十二号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

○復興庁告示第二十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第五十二号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第二十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第五十二号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第五十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第二十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第五十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社大東銀行

二　住所　福島県郡山市中町十九番一号

○復興庁告示第二十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第五十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第二十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（玉川村復興推進計画（認定番号福島第五十三号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（小野町復興推進計画（認定番号福島第五十四号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行

二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第二十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日付けで認定した復興推進計画（小野町復興推進計画（認定番号福島第五十四号））に係る指定金融機関を平成二十七年二月二日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十七年二月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　さわやか信用金庫

二　住所　東京都港区三田五丁目二十一番五号

○財務省告示第四十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十七年一月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十七年二月十日

財務大臣臨時代理

国務大臣　山本　早苗

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百四十八回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第百一号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第四十七条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。